

10-(1)	海外グループ会社に対する貨物の輸出等に係る許可の不要化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	<p>外国為替及び外国貿易法第48条、第25条  輸出貿易管理令第1条、別表第1  外国為替令第17条、別表</p>
要望の具体的内容	<p>安全保障貿易管理関連法令を遵守している企業(コンプライアンス優良事業者)については、海外グループ会社に対して、特定の貨物の輸出あるいは技術の提供を行う場合、許可を不要とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>海外グループ会社に対する貨物の輸出および技術の提供であっても、他社に対する場合と同様、許可を要するため、グループ内での物資の供給や情報の共有が滞り、国際事業の円滑な展開に支障が生じている。</p> <p>そこで、共通の基準に基づく安全保障貿易管理にグループ一体で取り組んでおり、関連法令を遵守している企業については、海外グループ会社への貨物の輸出、技術の提供にあたって、許可を不要とすべきである。</p> <p>なお、昨年11月に導入された特定子会社包括許可制度については、子会社等に関する要件が厳しく、利用可能な取引形態が極めて限られるのが実態である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

10-(2)	返送のための輸出等に係る許可の不要化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	<p>外国為替及び外国貿易法第48条、第25条  輸出貿易管理令第1条、別表第1  外国為替令第17条、別表</p>
要望の具体的内容	<p>一旦輸入した貨物および技術について、性質、性能を何ら変更することなく輸入元に返送する場合には、許可を不要とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>一旦輸入した貨物等を不具合、修理または異品等の理由で、そのまま輸入元に返送する場合であっても、当該貨物等が政令に掲げられた貨物等に該当するか否かを判定し、該当する場合は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>「『国民の声集中受付月間(第1回)』において提出された提案等への対処方針について(2010年6月18日閣議決定)」では、「我が国では、外国為替及び外国貿易法に基づき、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる貨物の輸出又は技術の提供に当たっては、経済産業大臣の許可が必要とされている。返品のための輸出又は技術の提供を行う場合においても、輸出者は輸出する貨物や提供する技術が経済産業大臣の許可が必要であるか否かの確認を行う必要があるが、返品のための輸出等については、事業者の負担を軽減するため、一定の条件の下で、厳格な該非判定を要しない輸出についても包括許可に含めることを検討し、結論を得る」とされており、企業の要望に一部応えるものとして評価できる。</p> <p>しかしながら、そもそも包括許可制度は、ある特定の貨物等および仕向地について、一括して許可を行っても、その輸出等が「国際的な平和及び安全の維持」を妨げることとならないと認められるときを対象にしているのに対し、輸入貨物等を性質および形状を変えず単に製造元等に返送する行為は、いかなる貨物等・仕向地であっても、「国際的な平和及び安全の維持」を妨げることにならないと考えられることから、一層の緩和措置が可能と考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

10-(3)	海外における居住者間の技術提供に係る許可の不要化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法第25条 外国為替令第17条、別表
要望の 具体的内容	<p>海外で行われる居住者間の技術の提供であって、その後、非居住者に再提供されないことが明らかである場合には許可を不要とすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>昨年11月の改正外為法の施行を受け、「海外において提供することを目的とする役務取引(技術提供)」については、すべて経済産業大臣の許可を受けることが義務付けられたため、これまで許可対象外であった、海外における居住者間の技術提供についても許可の対象となった。</p> <p>他方、海外で開催される打合せへの参加、海外での実験・計測・プラント修理の支援等を通じ、居住者である国内の協力会社等に対し海外において技術提供を行う機会が多い。これらは海外における居住者間の技術提供ではあるものの、その後、非居住者に再提供される可能性は極めて低い。</p> <p>海外のプラント修理等において迅速な対応ができないなどの弊害が生じており、許可を不要とすべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

10-(4)	原子力分野の貨物の輸出等に係る許可手続きの簡素化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	<p>外国為替及び外国貿易法第48条、第25条  輸出貿易管理令第1条、別表第1  外国為替令第17条、別表  お知らせ「輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について」</p>
要望の具体的内容	<p>輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで、または(10)もしくは(10の2)に掲げる貨物の輸出ならびに外国為替令別表の2の項(1)に掲げる技術の提供に係る許可手続きについて、手続きの申請窓口を経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課に一元化すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>現在、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで、または(10)もしくは(10の2)に掲げる貨物の輸出とそれらの貨物に係る技術の提供について許可を取得するには、その他の項目の貨物の輸出等と異なり、経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課への申請に先立ち、資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課への問い合わせを行うことが求められている。</p> <p>しかし、①原子力政策課において行われる、原子力供給国グループ(NSG)のガイドラインや二国間の原子力の平和的利用に関する協力のための協定等に基づく手続きには、半年以上を要することも少なくない、②原子力政策課での手続きが完了した後、安全保障貿易審査課への申請を行い、改めて輸出許可または役務取引許可を受ける必要がある、といった理由から、最終的に許可を受けるまでに長期間を要し、結果的に多くの商機を逸していると考えられる。</p> <p>許可申請窓口の一元化を図ることで、許可までに要する期間の短縮化が期待される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

10-(5)	輸出承認に関する包括制度の導入
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法第48条第3項 輸出貿易管理令第2条第1項、別表第2
要望の 具体的内容	<p>輸出貿易管理令別表第2に掲げる貨物の輸出において、継続的な取引関係を有する同一の相手方、特に海外グループ会社との取引について、包括的な輸出承認制度を導入すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>現行制度においては、同表に掲げる貨物の輸出については、輸出承認をその都度個別に取得することが義務づけられている。</p> <p>そのため、グループ会社宛てに生産部材等を輸出する場合であっても、その都度輸出承認を取得する必要があるが、急な増産等不測の事態への迅速な対応が困難であり、結果的に商機を逸している例もあるものと考えられる。</p> <p>包括的な輸出承認制度を導入することにより、企業の負担軽減を図り、ビジネス環境の変化への迅速な対応を可能とすべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易審査課

10-(6)	化学物質の輸出承認の適用除外範囲の拡大
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	<p>外国為替及び外国貿易法第48条第3項  輸出貿易管理令第2条第1項第1号、別表第2の35の3項  運用通達「化学物質の輸出承認について」(輸出注意事項18第3号  最終改正:輸出注意事項22第15号)別紙第2(1)</p>
要望の 具体的内容	<p>輸出しようとする貨物に輸出承認を要する化学物質が意図せずに含有され、その含有が確認された場合であっても、その含有量が他の化学物質を規制する法令により通知を義務付けられている閾値濃度に満たない場合は、輸出承認を不要とすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>輸出しようとする貨物の中に輸出承認を要する化学物質が意図せずに含有され、その含有量が極めて微量であっても、対象化学物質の含有が確認された場合は輸出承認を要する。</p> <p>分析技術の進歩に伴い、極めて微量な含有も測定可能となった結果、輸出承認を余儀なくされる件数が増加している。また、そもそも「対象化学物質の含有が確認された」との規定の意味が明確でないため、新たに対象化学物質が確認されるたびに輸出承認を取得するための工程が追加されることになり、企業の現場、ひいてはサプライチェーン全体に混乱が生じている。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省製造産業局化学物質管理課

10-(7)	技術導入契約の締結等に係る届出等の廃止
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	<p>外国為替及び外国貿易法第30条、第55条の6  対内直接投資等に関する政令第5条、第6条の4  対内直接投資等に関する命令第5条、第6条の3、別表第2</p>
要望の具体的内容	<p>外国からの技術導入契約の締結等に係る事前届出等を廃止すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>居住者が非居住者との間で行おうとしている技術導入契約の締結等について、当該技術が指定技術であって、契約の対価が1億円相当額を超えるまたは確定していないなどの場合、財務大臣および事業所管大臣に事前の届出が義務付けられており、届出の日から30日を経過する日まで当該技術導入契約を締結してはならないとされている。また、契約の対価が1億円相当額以下であるなどの場合は、契約締結後15日以内に財務大臣および事業所管大臣に報告することが義務付けられている。</p> <p>契約条件に合意後すぐに契約を締結できないことは、契約相手の外国企業の理解が得られにくく、また、事前届出による契約締結の遅れを懸念する外国企業が日本企業との技術協力を忌避することも考えられ、わが国企業の技術水準の向上にとってマイナスである。さらに、隔地者間で契約の書面を交換する場合、契約締結後15日以内に報告が叶わず、法令違反となる惧れがある。</p> <p>導入技術の選択と決定を企業の自主的判断に委ねることによって、迅速な技術の導入が可能となれば、導入企業のみならず、関係企業の技術水準を高め、わが国産業の国際競争力の維持・向上にもつながるものと期待される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>財務省国際局調査課外国為替室(直接投資係)  経済産業省貿易経済協力局貿易振興課国際投資室</p>

10-(8)	危険物の海上輸送に係る手続きの簡素化
要望の視点	1.行政手続きの簡素化
規制の根拠法令	船舶安全法 危険物船舶運送及び貯蔵規則(危規則) 船舶による危険物等の運送基準を定める告示
要望の 具体的内容	<p>危険物の海上輸送に際しての、船積地を管轄する地方運輸局長による承認手続きにおいて、危険物の輸送に適した容器であるか否か判断する際に、1974年海上人命安全条約の国際海上危険物規程に基づく他国の容器検査を経て海上輸送が認められたことのある容器については、危険物の輸送に適した容器であることを示す当該国発行の証明書の提示をもって、輸送に適した容器であることをわが国においても速やかに認めるべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>上記規則・告示に基づき、危険物を容器に入れて海上輸送する場合、当該容器が輸出に適しているか否かについて船積地を管轄する地方運輸局長による承認手続きが求められる。既に他国の容器検査を受け、輸入された危険物の容器についても例外ではなく、改めて容器の安全性が審査される。しかし、上記条約締約国から輸入された危険物の容器は、当該国において安全性は審査済みであり、日本において検査を省略したとしても問題が生じるとは考えられない。現行では、輸入された危険物の容器の場合にも、輸送に適した容器であることを改めて審査するため、危険物の危険性に関する国連の試験方法による試験結果の提出に加え、輸出元の国の機関の発行する輸送容器の安全性規格適合性を示す証明書、さらには、審査時に製造元の企業が当該国の関係機関に提出した書類一式の提出が求められている。具体例として、米国から輸入したUN3130に該当する化学品の容器を、中身使用後に米国に返送するにあたり、米国機関の発行する輸送容器の安全性規格適合性を示す証明書に加え、当該証明書が米国規格に適合することを証明することを証明する方法として、荷送人に対し、米国関係法令の解釈・説明と、製造元の米国企業が容器規格適合性の証明を取得する際に米国機関に提出した書類一式の提出が要求されている。しかし、他社の所持する書類の入手は困難であること、米国家令の解釈・説明を個社の責任で行う負担が大きいこと、日本に当該容器を検査できる適当な機関等がなく改めて容器証明を取得することもできないことから、地方運輸局長による承認がなされない状態となっている。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省海事局

10-(9)	高圧ガスの輸入に係る容器検査手続きの簡素化
要望の視点	1.行政手続きの簡素化
規制の根拠法令	<p>高圧ガス保安法第22条、第44条          一般高圧ガス保安規則第45条の3          通商産業省告示第291号第12条の16 2号          高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(10)</p>
要望の具体的内容	<p>シリンダー容器入りの高圧ガスの輸入の際に必要とされる、都道府県知事が行う容器検査において、上記運用・解釈内規に列挙される国(米国、ドイツ、フランス、英国、豪州)ならびにEUの高圧ガス容器の規格に適合することを示す証明書の提出をもって、高圧ガス保安法44条の容器規格に適合することを速やかに承認すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>上記告示において、高圧ガスの容器の安全度試験は、法第44条に定められる容器規格と同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることを確認するよう求めており、具体的には、上記内規において、米国、ドイツ、フランス、英国、豪州の高圧ガス容器の規格に適合するものであることを確認することと規定されている。</p> <p>例えば、都道府県において行われる容器検査において、ドイツからのシリンダー入りのドイツからの高圧ガスの輸入に際し、ドイツにおける容器規格をカバーするEU規格に適合する証明書を提出したところ、EU規格がドイツ規格をカバーすることに関する証明と、最新のドイツ規格に関する説明を求められ、輸入承認までに約1カ月半以上を要した。</p> <p>輸入承認手続きの迅速化のため、内規に列挙される5カ国の規格に加え、EUの容器規格への適合性を示す証明書の提示をもって、速やかな承認を可能とするために、必要な制度整備を行うべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課

10-(10)	鮭鱒類の輸入承認の迅速化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	輸入貿易管理令第4条第1項第2号 輸入貿易管理規則第2条第1項1 経済産業省輸入注意事項通達
要望の 具体的内容	<p>中国、北朝鮮、台湾を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合につき、輸入貿易管理令に基づく2号承認申請前の水産庁長官に対する確認申請手続きと、経済産業大臣に対する2号承認申請手続きを統合することによって、輸入承認に要する期間を短縮すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>中国、北朝鮮、台湾のさけ・ます・調製品等の輸入に際しては、輸入貿易管理令に基づき、経済産業大臣による承認が必要とされる。また、それに先立ち、水産庁長官により、北太平洋における溯河性魚類の系群の保存に関する条約及びその他の国際協定に基づくさけ及びます資源の保存のための措置を損なわない操業により採捕された旨の事前確認を得ることが必要とされている(経済産業省輸入注意事項通達)。</p> <p>現状では、水産庁長官による確認に約7～10日、次いで、経済産業大臣による輸入承認に約7～10日を要している。これらの手続きを含め、通関申請時点から起算すると、通関完了までに約1カ月を要している。商品のライフサイクルが年々短縮する中、このような輸入承認手続きに要する期間の長さにより、顧客に魅力ある商品を提供すべく商品の改廃をスピーディに行うことが困難となっている。</p> <p>同一の製品の輸入にあたり、水産庁長官による事前確認、ならびに、経済産業大臣による輸入承認という別個の省庁に対する別々の手続きが必要とされている点につき、行政手続きの簡素化・効率化、シングルウィンドウ推進の観点から、一回の申請により輸入承認を完了できるようにすることにより、通関に要する期間の短縮を行うべきである。例えば、経済産業省において、あるいは経産省から水産庁に照会することにより、現在、水産庁長官による事前確認に必要とされている事項を審査できる体制を整備するなどの方法が考えられる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省農水産室 水産庁資源管理部遠洋課

10-(11)	貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	貿易保険法 第13条第2項、第57条
要望の 具体的内容	<p>貿易保険サービスの安定的な提供を確保するため、官のサービスに加え、民間損害保険会社によるサービス提供機会の拡大が望まれる。この観点から、高リスク案件に対する民間損害保険会社の引受キャパシティを拡大するため、貿易保険特別会計、あるいは日本貿易保険(NEXI)による再保険引受を本邦の民間損害保険会社が利用できるようにするべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>貿易保険法第57条では、政府貿易保険特別会計による再保険の引受相手はNEXIに限定されている。また、同第13条第2項では、NEXIによる再保険の引受相手は「外国政府または外国法人」に限定されていることから、本邦の民間損害保険会社は日本政府およびNEXIの再保険を利用することができない。</p> <p>民間再保険市場は周期的にハード化・ソフト化を繰り返すことが多く、高リスク案件に対して安定的な再保険キャパシティを確保することが困難であり、これにより、民間損保の貿易保険サービスは政府再保険に支えられたNEXIに比べて安定性の面で劣る。</p> <p>高リスク案件に対する民間損保の引受キャパシティを拡大するための代替策として、NEXIと民間損保の協調保険による引受も考えられるが、保険契約時や損害発生時の手続きにおいてユーザーの利便性が損なわれることが想定される。よって、ユーザーがワンストップで手続き可能な、再保険を利用した引受キャパシティ拡大がユーザーにとっても望ましい。</p> <p>なお、再保険の諸条件など実務面については、NEXIとのイコールフットディングを前提に設計するべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 貿易経済協力局 貿易保険課